

INTERNATIONAL
THEATRE
INSTITUTE



INSTITUT
INTERNATIONAL
DU THEATRE

國際演劇協會

日本
中心

創立趣意

世界の平和は各国政府の政治的経済的協定によつても可能であらうが、それにもまして永久に搖ぎ
ない平和は人類の知的道義的結合においてのみ確保されるであらう。
ユネスコは国際的理解に立脚する「人類の知的道義的連帯」に基礎をおく永続的な平和をつくり出
さうとする国際的文化活動であつて、現在における最も重大にして困難な問題に立ち向つてゐる。
I.T.I.の組織はユネスコと緊密な連絡のもとに、このユネスコの大なる課題と崇高なる理念に演
劇の分野において答へようとするものである。
「演劇芸術は人類に共通せる表現であり、世界人民の広汎な集団を結びつける影響と力とを持つて
ゐる」(I.T.I.憲章)が故に、演劇こそこの理念遂行の一つの強き力となりうるであらう。
日本がこの組織に参加することは、日本演劇が国際的につながるだけでなく、日本文化そのものが
世界に結ばれる強靱な一筋の糸をもつことになる。
現代にあつてはいかなる国家も錯綜し激動する社会情勢において一国として孤立的ではありえな
い。日本もその文化も国際的交流の中に自らをおくことによつてのみ世界と歩みを共にし、おのれを
発展せしめることができる。
日本演劇がI.T.I.の組織に結ばれることは日本演劇の立脚すべき世界に共通した地盤を見出すこ
とである。それは演劇における彼我の交流をとほして日本演劇を質的に向上せしめると同時に、演劇
に対する国民の関心を広範にわたつて高め、さらに引いては演劇をとほして平和の基礎としての人
類の精神的結合に役立たんとするものである。
従つてI.T.I.日本センターはいかなる意味においても演劇の「統制機関」ではない。それは国際
的関聯を通して、国内の演劇諸活動になんらの強制の意味を含めぬ協力をなすところの文化推進体で
ある。従つてそれはまたなんらの政治活動に關与しない。しかしそれは文化運動としての面をもつ限
りにおいて、幅の広い平和運動に結びつき、さらにその根底において人権尊重、自由擁護の精神に繋
がれるものである。
I.T.I.日本センターはこのような性格をもつが故に、対外的にはバリ国際本部を通して世界各国
のセンターと結ばれ、国内的には、一方において文化の対外組織として日本ベンクラブその他と提携
し、一方において国内の演劇諸団体と密接な連携を保ち、財政の許すかぎり広汎な活動をなさんとす
るものである。
I.T.I.日本センターの設立は、日本演劇にとつてのみではなく、国家にとつて大なる急務である
と信じてゐる。日本演劇人各位の新旧演劇のいづれにあるを問はず、これに対する熱意と協力を希望
してやまない。

「國際演劇協會」

(I.T.I.)の輪郭

「インタナショナル・シアター・インスティ
テュート」(略称I.T.I.)は、ユネスコを生
みの親として生れた演劇の国際組織である。
大戦終結の翌年である一九四六年の冬、パリ
におけるユネスコ会議において演劇の国際的
結合の組織をつくることとが討議され、翌一九
四七年の七月、パリのユネスコ会館において
その準備会がもたれた。それにはフランスの
劇作家ジュール・ロマン、演出者にして俳優
であるジャン・ルイ・バロー、イギリスの劇作
家J.B.プリーストリー、演出者ティロ・
ガスリー、「オールド・ヴィック」の首脳部の一人
であるリユー・エリン・リーズ、アメリカの演
劇評論家ロザモンド・ギルグー女史、女流劇
作家リリアン・ヘルマンなど、世界各国の著
名な演劇人が集まつた。かくて、翌一九四八
年第一回大会がブラザーで開かれ、ユネスコ
と密接な關係をもちつ、それと別個の獨立
した国際組織としてのI.T.I.が成立したの
である。第二回大会はチューリッヒ、第三回は
パリ、そして本年度の大会はイブセンの祖国
であるノールウェーのオスローで開かれる。
現在この組織に加入してゐる国は三十三、
そのうち演劇センター(中心部)の結成され
てゐる国が二十五、本年度大会ではその数の
増加することが予想される。ソヴィエトは加
入してゐない。
各国センターはその國の实情に依つて組織
されてゐるようであり、なんらかの形式で政
府と結ばれてゐるが、専門的な組織としての
自主性をもつて活動してゐる。会の運営は毎
年大会において選出せられた十一センターの
代表による十一人の委員によつて行はれてゐ
る。
I.T.I.は演劇の国際組織として世界的規
模において広汎にして多様な活動を開始して
ゐる。

「国際演劇協会」

「国際演劇協会」(I.T.I.)は演劇人にとつてけだし多大の価値をもつものであらう。その主要なものを二、三箇条に挙げてみよう。先づI.T.I.は、次のやうな重要な情報を数多蒐集し、且つ頒布する。即ち、すべての国にわたり、その新作戯曲、新上演について、その主要劇場の舞台面積、技術上の諸工夫、収容能力について、又I.T.I.加盟国における著作法、検閲規定、支払及び雇傭の方針についてなどである。又I.T.I.は、劇団の円滑な交流を妨げる多くの障壁を除去し、海外渡航劇団の輸送計画を促進し、通貨調整、関税の障壁を打破しようとする。更にI.T.I.の基礎が確立され、すべての国の演劇人が融合した際には、祝典、展覧の催しを行ひ、数ヶ国語で書かれた機関誌を発行し、演劇奨励資金の制度を設け、新しい国々に優良劇団の組織に助言を与へ、著名劇団の国外旅行、必要ならば広く世界各国への旅行をも奨励しようとするものである。(経済的支持者として活動するのではなく)

最後に年次大会をひらいて世界各國の演劇人を一堂に会せしめ、各々の意見を交換し、又必要とあらば合同の事業を企画しようとするものである。演劇人が一堂に会し、分別を以て問題を議論し、共通の基礎を見出し、合同事業を企てるやうなことは、多くの人が不可能と考へている。これらの人々は我々演劇人を、怒りつぱい駄々子に似た「俳優」と同一視しているのであるが、これは全くの誤りである。先年私は二つの重要な演劇の会議で議長をつとめた。一つは一九四七年の夏、パリでひらかれたユネスコの「国際演劇会議」であり、(このI.T.I.の計画を樹てたのはこの会議においてである)もう一つは、一九四八年二月ロンドンで開催された「英国演劇会議」である。これらの両会議は非常に成功を見たが、

I.T.I.(インタナショナル・シアタ・インスティテュート)は、ユネスコに關係を持つ、演劇の國際的組織として、戦後に結成され、すでに世界的活動をしております。昨年、北村喜八君が日本ベン・クラブの代表として渡欧の際、I.T.I.のバリ本部國際書記局長アンドレ・ジョッセ氏から、これの日本センタアをつくる相談を受けました。北村君は帰國後、關係各方面の意向をたゞして、設立の必要と可能とをたしかめ、また國際本部からは日本も當然加入するものとして今年度の世界大会に代表派遣の招きがありました。これは日本演劇、また広く日本文化が世界と結びつき流れあひ、意義深い組織で、たとえば日本ベン・クラブなどのように、國際的に文化活動の重要な団体として、舞台芸術各方面の協力によつて日本センタアの設立を冀望する次第であります。

川 端 康 成
(日本ベン・クラブ会長)

※
つといふ理由により、彼等も觀衆の一員として利益をうけることは明かである。戯曲の取材範圍は拡大され、劇場技術は充實され、彼等は他國民の演劇を享受する機会を与へられる。しかしそれにもまして重要なことがこゝに含まれている。

我々は今國際的理解を極めて必要とする時代に生きている。この理解なくしては、我々は間もなく文明のそもそもの基礎を破壊し始めるに至るであらう。私の考へでは、國家間の激しい不和の多くは非常に屢々、又惡意を以て語られているやうに、看和出來ぬ根本的哲學の見地から起るものではなく、主として交渉時における無知、漠然たる偏見、隱微たる反目の鬱によるものと思はれる。この鬱をうち払い、無知と偏見を払ひ去るものは何ものであれ、我々に大いなる寄与をするものと云へよう。

さて私は、國際的理解といふ分野において、演劇はとりわけ重要であるといふ事を主張したい。その國民の真に親しい、信頼出来る姿を見せてくれるものは、劇作者と

それを演ずる俳優である。そして我々はこの親しい姿をば、劇場における受容的に感動にあふれた雰囲気の中に見出す。そこでは我々が新聞をよむ時よりも、新しい思想、多くの感情を快くうけ入れることが出来る。よく書かれ、立派に演ぜられた一つの戯曲は、善意の政治家の五十分の演説にまさるものがある。それは又、その國の人々の希望、恐怖、懷疑、夢などを示し、すでにその多くが時代遅れになつてはゐる政治的、經濟的觀念の中に我々を立ちこめるやうなことはしない。

従つて私は次のやうに強調したい。I.T.I.が確立され、その企画されたすべての仕事は着々と仕遂げられてゆく世界は、演劇といふ藝術が國家の高い障壁の中にとち込められてゐる世界より、はるかに安全であり、はるかに進歩した世界であると。

I.T.I.の存在が、我々のすべての問題を解決するとは誰も主張せぬであらう。にも拘らずI.T.I.は、世界といふ一つの社會——國境を越え、この地上の諸國民を結合する。このやうな國際的組織の創設により始めて生ずる社會——の構築に、少くとも強靱な

I.T.I.(國際演劇協會)はユネスコの肝いりで成立した演劇の國際的組織で、加盟國三十三、形式上はユネスコと別個のものですが、それと内面的關聯をもつて、演劇の國際的交流を通して、各國の演劇の向上をはかると共に、世界の平和、各民族間の理解と親善に寄与せんとするものであります。日本センタアのこれへの加入は、同組織を通して日本演劇が國際的につながる重要な問題でありますので、私ども世話人となつて協議の結果、これが創立をはかりたく、日本文化の、とくに演劇の分野にかける御賛同を仰ぎたいと存じます。

世話人
川 端 康 成
北 河 竹 繁 俊
久 保 村 喜 八 郎 万 太 郎

この両會議において演劇人の代表がいかに事務的に、思慮深く、又協力的であるかを見て非常に驚いたと、多くの人々が私に語ってくれた。しかしこれは少しも驚くには當らない。

演劇自体がその本質から言つて非常に共同的な藝術であるからである。戯曲のよき上演には、かなり多數の人が共通の目的を達するために協力することが必要である。劇作家、監督、演技者、装置家その他の技術者は、この緊密な、時には非常にデリケートな協力の条件を完全に知悉しているのである。彼等は又かなり高い程度の緻密な組織に馴れてゐる。といふのは、よい演劇は、粗雑なその場かぎりのやり方では上演出來ないからである。従つて演劇人が彼等の會議を成功裡に運んだのは驚くに當らない。そして終始會議に出席している人々が示すやうな例を、彼等も又示したのである。それ故、私は、I.T.I.がすでに立案している仕事のすばらしい計画を、充分実行出来るものと確信している。

このやうにI.T.I.の演劇人にとつての価値は大きい。だが演劇の制作には関与しないが、觀客として演劇を享受(さう希望するのた)する劇場外の人々にとつてはどうであらうか。

I.T.I.はその人々にとつて何らかの価値をもつものだらうか、或は單に職業的組織に過ぎないだらうか。私の考へるところではその答は次の通りである。

觀衆、すべての國の到るところにいる普通の人々も、又多大の利益をうけとることであらうと。劇場に資するものが又觀衆にも役立つ。

一本の糸を提供するであらう。もしあなたが劇場に仕事をもつ人なら、このI.T.I.は直接あなたにとつて多大の価値をもつものであらう。又もしあなたが劇場に決して足を運ばぬにしても、あなたはこの國際的組織に関心を抱くのは當然であらう。というのは、それは今生れでようと努めてゐる新しい世界文明に対し、健全な寄与をせんとするものであるから。

J・B・ブライーストリー(I.T.I.臨時実行委員會議長にして現在I.T.I.の名譽會長)
(文部省渉外ユネスコ課、芸術課提供)

国際演劇協会大会

- 第一回 一九四八年 プラタ
会 期 六月二十八日—七月三日
参加國 二十
議長 J・B・ブライーストリー(英國劇作家)
事務總長 モリス・クルツ
- 第二回 一九四九年 チェリッヒ
会 期 六月二十七日—七月三日
参加國 二十二
議長 エミール・オブレヒト(スウェーデン劇場支配人)
事務總長 アンドレ・ジョッセ
- 第三回 一九五〇年 パリ
会 期 六月二十二日—二十九日
参加國 二十五(他にオブザーヴァ出席國八)
議長 リュー・エリク・リース(英國俳優組合會長)
事務總長 アンドレ・ジョッセ
- 第四回 一九五一年 オスロ
会 期 五月三十一日—六月八日

日本センタア設立の経過

- 一、昨年十月日本ベン代表として渡欧した北村喜八がパリにおけるI.T.I.國際本部の書記局長アンドレ・ジョッセ氏と会見のさい、日本センタア設立を要請され、資料を携へて歸る。
- 一、歸國後、北村喜八は、日本ベン・クラブ執事会にてこれが設立について諒解を求めむ。
- 一、「東京新聞」紙上において北村これが設立を提唱(三月十、十一、十二日)
- 一、日本センタア設立についてC.I.B.關係外務省文化課、文部省ユネスコ連絡課、同芸術課の意向をたゞす。
- 一、川端康成、河竹繁俊、北村喜八、久保田万太郎によつて日本センタア設立のための世話人会成る。
- 一、四月三日駐日ユネスコ代表部を通じてI.T.I.第四回大会(オスロ)にオブザーヴァーを招聘し來たる。
- 一、四月六日交詢社にて設立準備のための世話人会を開く。その席上、オブザーヴァー派遣の件、議題にのぼれど、九日文部省の斡旋にて同じ問題を協議する会あり重複をさけてそれへ歸る。
- 一、四月九日文部省芸術課において、演劇諸団体の代表集まる。久保田万太郎(日本演劇協會設立準備會)河竹繁俊(日本演劇學會)山田肇(新演劇人協會)小宮肇(劇団新劇)青原卓(美術劇場)勝本清一郎(ユネスコ協力會)北村喜八(日本ベン)小宮久隆、河竹事後連絡)同席上I.T.I.第四回大会日本オブザーヴァーとして、久保田万太郎推薦される。
- 一、四月十三日外務省會議室にて世話人の名において、日本センタア設立のための第一回準備會をもつ。議長久保田万太郎。外務省文部省オブザーヴァーとして列席
- 一、日本センタア設立の問題について、懇談的に協議し設立方針。
- 一、日本センタアの組織規約等の草案検討及び次回準備會の準備のための委員會をつくらる。(四人の世話人に加ふるに、遠藤廣吉、千田長也、青原卓、山田肇の八名)
- 一、外に「オブザーヴァー」派遣の小委員會—舞臺裝置展覧會出品のための小委員會をつくらる。(オスロ大会において同會二期舞臺裝置展覧あり)
- 一、四月十六日文部省ユネスコ課長室にて上記入名の委員にてI.T.I.日本センタアと國內演劇諸組織との關係を検討。
- 一、四月十九日、パリ國際本部書記局長ジョッセ氏より北村宛の來信あり、日本センタア設立を要請すると共に、ケイム氏日本へ向け出發せるを報ず。
- 一、四月二十二日、パリ國際本部議員ジャック・ケイム氏、ユネスコより派遣せられ、連絡をかね、日本における演劇、映画、ラジオ等の調査のため来る。北村、同氏と会ひて、日本センタア設立について協議す。
- 一、四月二十七日、外務省會議室にて第二回準備會をもつ。議長河竹繁俊。日本センタア定款骨子を検討。ケイム氏も來り挨拶す。次の十四名創立準備委員となる。川端、河竹、北村、久保田、遠藤、千田、青原、山田、内村直也、杉野鶴太郎、土方正巳、北條秀司、吉川義雄、吉田謙吉
- 一、四月三十日、ベン・クラブにて、北村、内村に弁護士居城軍治を交へて日本センタア定款草案を起草。
- 一、五月五日、駐日ユネスコ代表部一室にて、創立準備委員會集まりて、定款草案その他を検討。

創立事務局所、日本ベンクラブ内
(中央区京橋二ノ八明真ビル五階)
電話京橋(56)七、七三二番

I・T・I 第四回

オスロ大会プログラム

本年度のI・T・I第四回大会は、ヘンリッ
ック・イブセンの祖国ノールウェーの首都オ
スロ(旧称クリスチアニア)において、五
月三十一日から六月八日にかけて開催され
る。この大会はI・T・Iのノールウェー・セ
ンターである「ノールウェー演劇組合」が主
催するのであるが、そこへは世界各国から
百数十名の一流演劇人が集まってくるので
ある。尚、この大会には世界各国から出品
された「現代舞台美術展覧会」が同時に開
かれる。

ノールウェー国王ハークン七世陛下は、こ
の大会をパトロナイズされ、大会及び各種
委員会の開会には親しく御臨席されるはず
である。そして、外務省、国民教育省、及
びオスロ市が、この大会開催に協力してゐ
る。

大会の予定された日程は次のやうであ
る。

五月三十一日(木曜)各国代表歓迎会。
六月一日(金曜)国王ハークン七世の御
臨席のもとに、会議はアカーサス城で開か
れ、各国代表はノールウェー政府の賓客とし
て迎へられる。歓迎の辞は、ノールウェー当
局、ユネスコ代表、昨年のパリ大会の議長
などによつて述べられる。午後は「美術展
覧会」の開会とその観覧、夜は国民劇場に
おける「建築師ソルネス」(イブセン作)上

演の観劇がある。

六月二日(土曜)大会の全体会議があり
本大会の議長一名、副議長二名の選出。十
一名の執行委員の中で本年度改選する三名
の選出があり、さらに「一般委員会」「情報
委員会」「芸術研究委員会」の三つの委員会
が組織され、各国代表はそのいづれかに参
加する。

尚、この日の午後は、グリムスタットに
あるイブセン博物館へ船による遊覧がある
はずである。

四日から七日までの四日間は、午前中は
各種委員会が開かれて、それぞれの重要問
題を討議する。午後には講演があり、夜は
主として観劇に費される。

六月八日(金曜)大会の最終日には、再
び全体会議があり、午後、大学講堂にて大
会を閉じる式があり、夜にはお別れの宴会
が開かれる。

「一般委員会」の主なる議題は、経済問
題(決算、予算、ユネスコからの補助金、
各国センターからの会費)、ユネスコとの
関係、各国センターとの関係、チェックの
辞任問題、国民演劇、バレエ・オペラの特
別部門の設置、青年と演劇、素人演劇、劇
作家のエージェントの問題、次回大会の場所
と日程などである。

「情報委員会」の主なる議題は、月刊パ

ンフレットと「世界演劇」(最近第二号が発
行された)の問題、演劇関係の書籍の蒐集
とそれが英仏両語による発行、月刊パンフ
レットに各国ラジオ劇の初演を記録する問
題、I・T・Iの留学生、演劇学校の調査、
各国演劇の巡業を受けいれうる劇場に関す
る調査、各国における演劇活動の総合的報
告、国際演劇週間と世界平和のための演劇
デー、文化的材料の輸入に関する国際的協
定、輸送の便宜、戯曲翻訳奨励の方法など
である。

「芸術研究委員会」の主なる議題は、新
しい傾向の問題として、映画と演劇の関
係、演劇と社会との関係、新しい劇作家へ
の奨励方法、俳優に関する問題として、そ
の訓練と養成の問題、俳優の社会的地位を
保証するための契約の方法(一年契約とフ
リー・ランサーの優劣)、演劇自体の問題と
して、(一)恒久劇団、集団演劇、商演
劇、スター・システム演劇、(二)前衛
演劇、人民演劇、伝統演劇、祝祭劇、
実験演劇、(三)私的劇場は補助金を必要とするか否
か、演劇は国家によつて統制されるべきか
否か、(四)芸術の自由、などである。

午後の講演は、(一)演出、舞台装置、
劇作における新傾向、(二)俳優芸術、(三)
演劇における思想の役割と、それが芸術的
社会的目的。講演のあとには、それに関す
る討論が行はれる。

この会期と同時に開かれる「現代舞台美
術展覧会」には、各国から多くの出品があ
り、一九三七年から一九五一年までの舞台
装置の発展の全貌を示すことになる。

オスロ「現代舞台美術展」における
日本の出品

一、「ミカド」 ギルベート
サリヴァン作

製作 伊藤薫

一、「ロミオとジュリエット」シェクスピア作
製作 吉田謙吉

一、「祇王村」田口竹男作
製作 古賀宏一

(伊藤薫氏推薦)

一、歌舞伎舞台の模倣
「金閣寺」

製作 長谷川勘兵衛

一、歌舞伎看板絵
一、妹背山婦女庭訓
三笠山御殿

二、六歌仙客彩
文屋と喜撰

三、歌舞伎
十八番の内 勸進帳
製作 島居忠雅

(松竹株式会社、歌舞伎座提供)

右 航空便によつて五月二十日発送の予定

オスロ大会

オブザーヴァ派遣

本年度I・T・I第四回オスロ大会に日
本よりオブザーヴァとして久保田万太郎
氏を派遣することに決定し、目下旅券申
請中。

I T I 憲章 (抜)

(一九五〇年の第三回大会で修正されたもの)

演劇芸術は人類に共通する表現であり、世界人民の広汎な集団を結びつける影響と力とを持っている。

下記に署名せるわれわれは、それぞれの国における演劇の各国センターを代表して、「インタナショナル・シアター・インスティテュート」と称する自主的な国際組織を形成することを決定した。

第一條 目的

本会の目的は、演劇芸術における知識と実技の国際的交換を促進するためのものである。

第二條 機能

この目的を達成するために、本会は国際本部を設けて、演劇に関するあらゆる種類の情報を蒐集配布せしめ、演劇のあらゆる種類の国際的交換に便宜な手段を講じせしめ、これらの目的を助けるための出版物を刊行せしめる。

第三條 会 員

一 本会は各国にたいして、その国の演劇芸術を代表するセンターを設立し、本会の機能遂行に尽力することを要請する。各国センターはI.T.I. (国の名) センターと称す。

二 センターは、地方としての便宜、或いは職業上の必要によつて、サブ・センター或いは支部をおくことができる。しかし、本会は一国において一つ以上のセンターを認めない。

三 センターは次の場合、本会の会員たる資格を失う。

(CBA) 脱 退。

(CBA) 本会において四分の三の多数決による除名。

第四條 規 約

第五條 國際演劇大会

I.T.I. は執行委員会及び書記局によつて、國際大会の目標と決定に應じて運営せられる。

A 構成。一 大会は各国センターによつて正式に任命された代表によつて構成せられる。各

センターは三名以内の代表と三名以内の交代者を指名することができ、技術上の顧問及び

大会が必要と認めるその他の専門家を伴つてよろしい。

B 投票。

一、決定は最初の二回投票による絶対多数によつて決せられる。多数とは、出席し且つ投票権をもつ代表の多数のことである。委任状による投票は認めない。一 センターは一票

である。

二、会員であるセンターが、二年以上にわたつてI.T.I. にたいする分担金を滞納した場合、年次大会において投票権を失ふものとする。(但し、かかるセンターが自己の

力に及ばない状態によつて支払不能になつたことが認められるなら、大会における投票

権を行使することが許される。)

D 手続。

一 大会は毎年、常例の会期において開催される。執行委員会の三分の二の表決により、

或いは会員センターの総数の三分の二の要求ありたる時は、大会を延期、中止、又は特

別の会期に開催することができる。

三 各会期において、次回会合の場所が大会によつて選定される。

大会は毎年、会長、その他の役員を選出し、手続上の諸規則を採用する。

四 大会は特別技術委員会、及び大会の目的に必要なと思へる他の補助的委員会を設ける。

第六條 執行委員会

構成

一 執行委員会は國際演劇大会によつて選出せられたる十一のセンターから成る。各センタ

ーは委員会において自国センターを代表する正式代表一名を任命する。

これに加ふるに、投票権を有しない職責による四名の委員が参加する。

a 顧問の資格における大会の会長

b 大会の挙行せられる国のセンターの代表

c 次年度大会の挙行せられる国のセンターの代表

d 本会の創設者たるユネスコの代表

三 選出されたセンターの在任期間を三年とし、再選して差支えない。最初の選出におい

て九センターが選出され、その三分の一が第一年度の終りに辞任し、さらに三分の一が第

二年目の終りに辞任するが、辞任の順序は選出の直後に抽籤によつて決定される。従つて

三センターが毎年選出されることになる。

四 委員の一人が死亡もしくは辞職した場合には、執行委員会はそのセンターをして任期の

残存期間のために代行者を任命せしめる。

五 執行委員会は、委員にして十八ヶ月継続して委員会のかかる会合にも出席せず、又、

正当な資格をもつ代理を出すことができない時には、その委員の席が欠員となりたること

を宣言してよろしい。

B 機能

一 執行委員会は、大会により採用せられたるプログラムの遂行にたいして責任を負ふ。

二 執行委員会は、委員中より役員を選出する。議長は議長により、或いは委

員四名の要求によつて招集される時は特別の会期において集まることである。

四 執行委員会の議長は、國際演劇大会に、本会の活動状況にたいして本会書記局の年次

報告を提出する。但し、その年次報告は予め執行委員会に手交される。

第七條 書記局

構成。

一 書記局は書記局長一名及び必要とされる局員から成る。

二 書記局長は執行委員によつて任命され、その任命は國際演劇大会で承認されねばなら

ない。

B 機能。

一 書記局長は執行委員会の監督の下に、國際演劇大会によつて承認されたる本会のプロ

グラムの遂行及び書記局員の任命にたいして責任を負ふ。その責務の遂行に

二 書記局長及び局員の責任は、その性質において特に國際的である。その責務の遂行に

あたつて、いかなるセンターからの指図も、協会外のいかなる權威からの指図も、求め

てはならないし受けてはならない。各国センターは、書記局長及び局員のもつ責任の國

際的性質を尊重し、その責務遂行にたいして彼らを左右しようとしてはならない。

第十條

この憲章は第一回國際演劇大会によつて採用せられて以後効力を発生し、爾後、新しく加

入する会員はこの憲章を受入れ、会員申込みの書類の中にそれを表示するものとする。

(北村喜八郎訳)

I.T.I. 國際本部バリー、クレヴェル街、ユネスコ会館内

國際書記局長——アビド・ジョッセ

社団法人国際演劇協会日本センター定款(草案抜)

第一章 総則

第一條 (名称) この会は社団法人国際演劇協会日本センター(略称I・T・I日本センター)

The Japanese Centre of the International Theatre Institute と称する。

第二條 (事務所) この会は事務所を東京都におき、必要に応じて地方に連絡所をおく。

第三條 (国際演劇協会との関係) この会は演劇の国際組織である国際演劇協会(I・T・I)以下の略称を以てする)の一部をなすものである。

第四條 (性格) この会の性格は国際演劇協会(I・T・I)の憲章に規定される。

第五條 (包含範囲) この会の包含範囲は劇、ラジオ劇、オペラ、バレエ等の演劇芸術である。

第二章 目的および事業

第七條 (目的) この会は国際演劇協会(I・T・I)の方針企画に呼応し、各国演劇センターとの交流を促進して国際的理解を促進せしめると共に、国際的関係において日本の演劇芸術の向上とそれが社会的普及をはかるのが目的である。

第八條 (事業) この会は前條の目的を達成するために、左に掲げる事業を行う。

一、国際演劇協会(I・T・I)より得たる各国演劇の情報、知識、技術、その他の、国内演劇への提供とそれが普及。

二、国際演劇協会(I・T・I)を通して、各国に対し日本演劇に関する情報、知識、技術その他の提供。

三、日本伝統演劇(歌舞伎、能、その他)の海外紹介。

四、各国演劇の調査研究。

五、日本演劇の各種調査。

六、この会の精神に立脚せる脚本製作の助成とこれが海外への紹介(例へば平和思想、ヒューマニティを内容とするもの)。

七、公共演劇(素人演劇、学校演劇、青年演劇)への協力育成。

八、演劇専門家、演劇研究生の交換。

九、演劇諸団体と提携して国際規模における演劇的催しものの開催(例へば演劇週間、演劇祭)。

一〇、この会の目的遂行に必要な定期刊行物その他の発行。

一一、その他、この会の目的達成のため必要な事業。

第三章 会 員

第九條 (会員) 劇作、演出、演技、舞台美術、劇場建築、演劇興行、演劇研究、演劇評論、海外演劇紹介、その他広義に解せる演劇の分野に活動せるもの(これを目的とする団體を含む)にして、この会の目的趣旨に賛同し、入会したものを会員という。

(入会金は二百円、会費は通信費程度の予定総会にて決定)

日本演劇センターと

日本政府との関係

日本はまだユネスコ(国際連合教育科学文化機関)へ加盟することが認められてゐないが、近く加盟が認められると、日本におけるユネスコ活動は政府が国際的關係において行ふ最も大きな文化事業となることが予想される。

I・T・I(国際演劇協会)はユネスコとは形式上別個の組織であるが、ユネスコと密接な關係をもつてゐて、ユネスコから補助金を受けると共に、ユネスコ内の演劇対策はすべてI・T・Iを以て行はれる。従つて、I・T・Iの各国センターは、それぞれの国の政府から経済的援助をうけて活動してゐるのが多い。

I・T・I日本センターが第四回大会でI・T・Iへ加入することが認められるとすれば、日本のユネスコ加盟よりも一足先に、ユネスコ關係の国際組織へ加盟することになる。

日本センターと日本政府との關係は、日本がユネスコへ加盟してからでないと、決定的なことを規定するわけにはゆかない。しかし近い将来に日本ユネスコ委員会が成立すれば、それと緊密な關係をもつことになる。さういふ意味で、日本の外務省、文部省、ユネスコ駐日代表部が、I・T・I日本センターの設立に助力を与へてゐるのである。

各国センターと政府との關係を見るに、政府から経済的援助をうける場合でも、おぼむ

ね、それによつて拘束をうけることのない民間団体として自主的な活動をしてゐるやうである。さうあることによつて、ユネスコ運動に対する演劇人の創意と熱情を自由に且十分に發揮させることになるからであらう。日本の場合は、今も言つたやうにユネスコ加盟以前であるから、この問題について結論をいそぐ必要はあるまい。

ついでだが、日本における「ユネスコ協力会」は、ユネスコ運動に協力せんとする民間団体であり、日本のユネスコ加盟が認められるまでは、組織的には国際的なものでなく、国内的なものに留まつてゐる。日本のユネスコ加盟が認められた時、ユネスコ協力会が直ちに日本ユネスコ委員会となるかどうかは、日本演劇人の組織であるI・T・I日本センターの関知しない問題である。従つて、日本センターは日本ユネスコ協力会とは、現在組織的には直接の關係をもたないものであるが、精神的には共通した目的をもつてゐるので、必要に応じて連絡し協力してゆくことになるであらう。

(北村)

本年度国際ペン大会

第二十三回国際ペン大会はスウェーデンのロザリーヌで六月二十二日から一週間開催。本年度の議題は「歴史と文学」。イタリーの世界的文学者にしてペン国際会長であるクロチエの講演がある。本年度は日本ペンから正式代表として芹沢光治良、石川達三の両氏が派遣されるが、外に池島信平氏がオブザーヴァーとして同行する。日本出版は五月下旬。